

令和7年度

千曲市生成 AI サービス導入事業

仕様書

千 曲 市
企画政策部情報政策課

令和7年8月

目次

1	適用範囲	1
2	本事業の目的	1
3	履行場所	1
4	履行期間	1
5	本事業の業務内容	1
6	生成 AI サービスの要件	2
7	その他	2

1 適用範囲

本仕様は、令和7年度千曲市生成AIサービス導入事業に係る調達に適用する。

2 本事業の目的

生成AIサービスを活用することで、市民サービスの向上や業務の効率化を図ることを目的とし、職員のノウハウに左右されずに精度の高い回答が得られるためのプロンプトのサポート機能を備え、情報漏えいの不安のないセキュリティが確保されたサービスを導入する。

3 履行場所

千曲市役所庁舎

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

5 本事業の業務内容

（1）生成AIサービスの提供

自治体向けの生成AIサービスを提供すること。

（2）研修

生成AIの活用方法及び基本操作を学ぶための研修（オンライン、アーカイブ形式も可）を複数回実施すること。

本研修では、ツールの基本的な利用方法に加え、効果的なプロンプトの作成方法やデータ連携機能の活用方法について習得できる内容とすること。

（3）運用・保守・サポート

- ① 一般利用者及び管理者からの利用方法等に関する問い合わせに対して、電子メール等による対応を行うこと
- ② 本市からの問い合わせに対する対応時間は、平日（土日、祝日及び12/29～1/3を除く）午前9時～午後5時までとすること。ただし、障害発生等急を要する場合は、上記サポート対応時間に限らず、早急なサービス復旧に努めること。
- ③ メンテナンス等でやむを得ずサービスを一時停止する必要がある場合は、あらかじめ本市に連絡すること。
- ④ 利用者のアカウントの初期登録を行うこと。なお、本サービスの利用はLGWAN接続系での利用を想定しており、利用者個人のメールアカウントについてはインターネット接続系でのアカウントは無いものとする。
- ⑤ 自治体業務に適用可能なプロンプト（指示文）を作成し、その利用を促進するための周知活動を行うこと。周知については特定の機会に合わせてサービス提供側から能動的に行うこと。

（4）マニュアル等の提供

利用に関するマニュアルや研修資料等を整備・提供すること。また、行政機関等での利用実績があるプロンプト集があれば、あわせて展開すること。

6 生成 AI サービスの要件

(1) 基本要件

- ① LGWAN-ASP で提供されるサービスであること。
- ② 24 時間 365 日利用が可能であること。ただし、事前に連絡のあったシステムメンテナンス等、計画された利用停止期間は除く。
- ③ ブラウザは Microsoft Edge または Google Chrome で利用できること。
- ④ 特定のブラウザが保有する機能に依存しないこと。また、ブラウザの機能拡張等の操作を要しないこと。
- ⑤ 利用する生成 AI モデルは、日本国内リージョンで GPT3.5turbo、Gemini1.5 Flash、Claude3 Haiku 及び GPT-4o に相当する性能、又は同等以上の文章生成能力を有すること。また、ユーザー側で生成 AI モデルの切り替えが可能な仕組みであること。
- ⑥ 管理者が管理画面から当市で利用する生成 AI モデルを制限する設定ができること。
- ⑦ GPT3.5 turbo、Gemini1.5 Flash、Claude3 Haiku の利用は、文字数が無制限に利用できること。また GPT-4o の利用文字数は 1 か月当たり 300 万文字以上とすること。
- ⑧ RAG (Retrieval-Augmented Generation) により、データを取り込み、その内容をもとにした生成を行うデータ連携機能があること。
- ⑨ テンプレートを作成でき、他の利用者と共有ができること。
- ⑩ 自治体向けのプロンプトのテンプレート機能を有していること。

(2) セキュリティ

- ① 本サービスで使用するサーバ及びデータの保管場所は、日本国内に限定すること（使用する生成 AI モデルのリージョンは除く）。
- ② 生成 AI に入力した情報が学習に利用されないこと。
- ③ 禁止ワードや機密情報の入力制限の機能を有し、入力のブロックができること。情報は、氏名や住所、電話番号などのカテゴリで設定できるとともに、禁止ワードを任意で設定ができること。
- ④ ログイン時に、ユーザーアカウントとパスワードによるユーザー認証ができること。
- ⑤ 管理者アカウントがアカウントごとに利用状況を確認できる機能があり、CSV 等でダウンロードできること。
- ⑥ 利用者と管理者を分けて権限設定ができ、所属別などグループ分けが可能なこと。
- ⑦ どのアカウントが、いつ、どのような操作を行ったか履歴を確認できること

(3) ユーザーアカウント・同時接続数

本市において、本サービスを利用する職員数（500 人）のユーザーアカウント数を設定できること。なお、同時接続数は 30 以上とする。

7 その他

- (1) 本事業の実施にあたり、詳細な内容についてはあらかじめ発注者と協議するとともに、不明な点や改善の必要がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、必ず発注者の指示を受けて実施すること。
- (2) 受注者は、市の担当者との打ち合わせや連絡に柔軟に対応すること。

- (3) 本事業の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本事業の実施にあたり、個人情報および機密情報の保護等、情報セキュリティの確保について、万全を期さなければならない。
- ① 受注者は、本事業の遂行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後、または解除された後においても同様とする。
 - ② 受注者は、本市から入手する資料および業務データ（以下「情報資産」という。）については、特に厳重に取り扱うものとする。また、その保管管理については、本市に対して一切の責を負うものとし、情報資産を本市の指定した目的以外の使用および第三者へ提供することを禁止する。
 - ③ 受注者は、情報資産を業務遂行の目的以外に複製および加工することを禁止する。
 - ④ 前各号の規定に違反した場合、本市は契約を解除できるものとする。この場合において、受注者は本市に対して損害賠償を請求することはできない。
 - ⑤ 受注者は、前各号の規定に違反したことにより本市に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負う。
- (5) 本仕様書に定めのない事項に関しては、その都度、発注者及び受注者双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。